

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-150」を「別紙1-153」に改める。

第5条中「別紙1-150」を「別紙1-153」に改める。

第10条中「平成62年8月15日」を「平成62年8月29日」に改める。

第13条中「別紙1-150」を「別紙1-153」に改める。

別紙1-1から別紙1-150を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道茅部郡森町字赤井川から北海道二海郡八雲町東野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道茅部郡森町字赤井川 から
北海道二世郡八雲町東野 まで

(ロ) 延 長 29.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	100	29.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二海郡八雲町東野 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道縦貫自動車道	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	本線 (新直轄)
道道大沼インター線	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	大沼公園インターチェンジ
道道森インター線	北海道茅部郡 森町字森川町	立体接続	森インターチェンジ
道道落部インター線	北海道二海郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ

(4) 工事予算

68,469 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,405 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45,851 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道二世郡八雲町東野から北海道二世郡八雲町立岩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道二海郡八雲町東野 から
北海道二海郡八雲町立岩 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道二海郡八雲町東野 から 北海道二海郡八雲町立岩 まで	100	16.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道二海郡八雲町東野 から 北海道二海郡八雲町立岩 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道落部インター線	北海道二海郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ
一般国道277号	北海道二海郡 八雲町立岩	立体接続	八雲インターチェンジ

(4) 工事予算

31,222 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5年 | 12月 | 4日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 21年 | 10月 | 10日 | (供用開始) |
| | 平成 | 25年 | 3月 | 31日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,122 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,122 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道二世郡八雲町立岩から北海道山越郡長万部町字国縫まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道二海郡八雲町立岩 から
北海道山越郡長万部町字国縫 まで

(ロ) 延 長 21.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道二海郡八雲町立岩 から 北海道山越郡長万部町字国縫 まで	100	21.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道二海郡八雲町立岩 から 北海道山越郡長万部町字国縫 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道277号	北海道二海郡 八雲町立岩	立体接続	八雲インターチェンジ
一般国道230号	北海道山越郡 長万部町字国縫	立体接続	国縫インターチェンジ

(4) 工事予算

32,347 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

- | | | | | | |
|-----------|----|-----|-----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5年 | 12月 | 4日 | |
| ②工事の完成年月日 | 平成 | 18年 | 11月 | 18日 | (供用開始) |
| | 平成 | 21年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,071 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,071 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ(仮称)
道道小樽西インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽西インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

106,142 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18年 4月 19日
- ②工事の完成予定年月日 平成 31年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

132, 772 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 127, 584 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道夕張市紅葉山から北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道夕張市紅葉山 から
北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野 まで

(ロ) 延 長 34.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道夕張市紅葉山 から 北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 まで	100	34.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
北海道夕張市紅葉山 から 北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道274号	北海道夕張市 紅葉山	立体接続	夕張インターチェンジ
道道穂別インター線	北海道勇払郡 むかわ町穂別	立体接続	むかわ穂別インターチェンジ
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ

(4) 工事予算

137,599 百万円(消費税込み)

別紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 22 年 10 月 8 日 (夕張ICランプ切替)
平成 23 年 11 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

141, 124 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 141, 124 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野 から
北海道勇払郡占冠村字上トママ まで

(ロ) 延 長 26.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	100	26.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ
道道夕張新得線	北海道勇払郡 占冠村字上トママ	立体接続	トママインターチェンジ

(4) 工事予算

53,916 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 21年 | 10月 | 24日 | (供用開始) |
| | 平成 | 25年 | 3月 | 31日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54,282 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 54,282 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字上トマム から
北海道上川郡清水町字清水 まで

(ロ) 延 長 20.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	100	20.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道夕張新得線	北海道勇払郡 占冠村字上トマム	立体接続	トマムインターチェンジ
一般国道274号	北海道上川郡 清水町字清水	立体接続	十勝清水インターチェンジ

(4) 工事予算

47,179 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

- | | | | | | |
|-----------|----|-----|-----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 | |
| ②工事の完成年月日 | 平成 | 19年 | 10月 | 21日 | (供用開始) |
| | 平成 | 22年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35,386 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 35,386 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道

(新潟県胎内市弥彦岡から新潟県村上市南新保まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 新潟県胎内市弥彦岡 から
新潟県村上市南新保 まで

(ロ) 延 長 9.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
新潟県胎内市 弥彦岡 から 新潟県村上市 南新保 まで	100	9.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
新潟県胎内市 弥彦岡 から 新潟県村上市 南新保 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道中条インター線	新潟県胎内市 弥彦岡	立体接続	中条インターチェンジ
一般国道113号	新潟県村上市 南新保	立体接続	荒川胎内インターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	新潟県村上市 南新保	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

23, 470 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	10年	4月	17日	
②工事の完成年月日	平成	21年	7月	18日	(供用開始)
	平成	22年	7月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16,583 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16,583 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	100	24.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	上山インターチェンジ(仮称)
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

107,900 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

131, 844 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 126, 434 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	100	47.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ(仮称)
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	原町インターチェンジ(仮称)
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

102,465 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

92, 160 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 91, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市粟津 から
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ(仮称)
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

22,841 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,482 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,662 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	100	14.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ(仮称)
一般国道6号	宮城県亶理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

46,757 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55,480 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53,430 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亘理郡山元町大平 から
宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
宮城県亘理郡山元町大平 から 宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで	100	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亙理郡山元町大平 から 宮城県亙理郡亙理町逢隈 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号	宮城県亶理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ
県道亶理インター線	宮城県亶理郡 亶理町逢隈	立体接続	亶理インターチェンジ
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県亶理郡 亶理町逢隈	平面接続	本線

(4) 工事予算

27, 257 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 4月 | 17日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 21年 | 6月 | 23日 | (亘理ICランプ切替) |
| | 平成 | 21年 | 9月 | 12日 | (供用開始) |
| | 平成 | 23年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,139 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12,139 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県君津市三直から千葉県富津市鶴岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県君津市三直 から
千葉県富津市鶴岡 まで

(ロ) 延 長 9.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
千葉県君津市三直 から 千葉県富津市鶴岡 まで	100	9.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
千葉県君津市三直 から 千葉県富津市鶴岡 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
 — メートル(土工部)
 — メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道君津鴨川線	千葉県君津市 三直	立体接続	君津インターチェンジ
一般国道127号	千葉県富津市 鶴岡	立体接続	富津中央インターチェンジ

(4) 工事予算

44,610 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5年	12月	4日	
②工事の完成予定年月日	平成	18年	11月	30日	(君津ICランプ切替)
	平成	19年	4月	13日	(君津ICランプ切替)
	平成	19年	7月	4日	(供用開始)
	平成	24年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17,450 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17,450 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

131,070 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 12日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

129,106 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 125,881 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	80	10.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川南インターチェンジ(仮称)
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷インターチェンジ(仮称)
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

756,455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

735,993 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 713,512 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県銚田市飯名 から
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル(土工部)
- メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川銚田線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ(仮称)
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

24,290 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,524百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,312百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田から茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 から
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字小鶴 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字小鶴 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ
北関東自動車道	茨城県東茨城郡 茨城町大字小鶴	立体接続	茨城町ジャンクション

(4) 工事予算

24, 143 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 22年 | 3月 | 6日 | (供用開始) |
| | 平成 | 24年 | 3月 | 31日 | (残事業完了) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23,412 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23,412 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(群馬県伊勢崎市三和町から群馬県太田市東今泉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県伊勢崎市三和町 から
群馬県太田市東今泉町 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	100	16.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	群馬県伊勢崎市 三和町	立体接続	伊勢崎インターチェンジ
一般県道大原境三ツ木線	群馬県太田市 大原町	立体接続	太田藪塚インターチェンジ
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田桐生インターチェンジ

(4) 工事予算

86,909 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10年	1月	20日	
②工事の完成予定年月日	平成	19年	12月	5日	(伊勢崎ICランプ切替)
	平成	20年	3月	8日	(供用開始)
	平成	27年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34,676 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34,676 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(群馬県太田市東今泉町から栃木県足利市菅田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県太田市東今泉町 から
栃木県足利市菅田町 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	100	10.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田桐生インターチェンジ
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ

(4) 工事予算

53,401 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10年	4月	17日	
②工事の完成予定年月日	平成	23年	3月	19日	(供用開始)
	平成	26年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,583 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,583 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県足利市菅田町から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県足利市菅田町 から
栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 まで

(ロ) 延 長 13.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県足利市菅田町 から 栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺 まで	100	13.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
栃木県足利市菅田町 から 栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ
県道佐野田沼線	栃木県佐野市 小見町	立体接続	佐野田沼インターチェンジ
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県下都賀郡 岩舟町大字小野寺	立体接続	岩舟ジャンクション

(4) 工事予算

76, 144 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10年	1月	20日	
②工事の完成予定年月日	平成	19年	9月	5日	(岩舟JCT施工に伴う東北道の切替)
	平成	22年	4月	17日	(佐野田沼IC～岩舟JCT供用開始)
	平成	23年	3月	19日	(足利IC～佐野田沼IC供用開始)
	平成	28年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

68,006 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 68,006 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県河内郡上三川町大字磯岡から栃木県真岡市長田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県河内郡上三川町大字磯岡 から
栃木県真岡市長田 まで

(ロ) 延 長 7.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県河内郡上三川町 大字磯岡 から 栃木県真岡市長田 まで	100	7.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
栃木県河内郡上三川町 大字磯岡 から 栃木県真岡市長田 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	栃木県河内郡 上三川町大字磯岡	立体接続	宇都宮上三川インターチェンジ
一般国道408号	栃木県真岡市 長田	立体接続	真岡インターチェンジ

(4) 工事予算

32,170 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	10年	1月	20日	
②工事の完成年月日	平成	20年	3月	15日	(供用開始)
	平成	22年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,976 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,976 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県真岡市長田から茨城県桜川市長方まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県真岡市長田 から
茨城県桜川市長方 まで

(ロ) 延 長 14.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県真岡市長田 から 茨城県桜川市長方 まで	100	14.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
栃木県真岡市長田 から 茨城県桜川市長方 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道408号	栃木県真岡市 長田	立体接続	真岡インターチェンジ
一般国道50号	茨城県桜川市 長方	立体接続	桜川筑西インターチェンジ

(4) 工事予算

49,186 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10年 4月 17日
②工事の完成予定年月日 平成 20年 12月 20日 (供用開始)

 平成 24年 3月 31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,339 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33,339 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(茨城県桜川市長方から茨城県笠間市福原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県桜川市長方 から
茨城県笠間市福原 まで

(ロ) 延 長 8.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県桜川市長方 から 茨城県笠間市福原 まで	100	8.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県桜川市長方 から 茨城県笠間市福原 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道50号	茨城県桜川市 長方	立体接続	桜川筑西インターチェンジ
県道土浦笠間線	茨城県笠間市 福原	立体接続	笠間西インターチェンジ

(4) 工事予算

38,017 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 20年 | 4月 | 12日 | (供用開始) |
| | 平成 | 23年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,118 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,118 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(茨城県笠間市福原から茨城県笠間市平町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県笠間市福原 から
茨城県笠間市平町 まで

(ロ) 延 長 9.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県笠間市福原 から 茨城県笠間市平町 まで	100	9.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
茨城県笠間市福原 から 茨城県笠間市平町 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道土浦笠間線	茨城県笠間市 福原	立体接続	笠間西インターチェンジ
一般国道355号	茨城県笠間市 平町	立体接続	友部インターチェンジ

(4) 工事予算

27,464 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

- | | | | | | |
|-----------|----|-----|-----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 | |
| ②工事の完成年月日 | 平成 | 19年 | 11月 | 14日 | (供用開始) |
| | 平成 | 22年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,283 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,283 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二海郡八雲町

別 紙 1

(3) 工事予算

955 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

平成 33 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 222 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 222 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(黒松内JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道寿都郡黒松内町字東川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号	北海道寿都郡 黒松内町字東川	立体接続	黒松内ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1,966 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 7 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,574 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,574 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(虻田洞爺湖IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道虻田郡洞爺湖町三豊

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道230号	北海道虻田郡 洞爺湖町三豊	立体接続	虻田洞爺湖インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,996 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 12 月 21 日 (供用開始)

平成 22 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,150 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

別 紙 1

(3) 工事予算

1,304 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5年 12月 4日

②工事の完成予定年月日 平成 33年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,708 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,642 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

5,455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,785 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,630 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

873 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 187 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 148 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(由仁PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道夕張郡由仁町

別 紙 1

(3) 工事予算

1,196 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,337 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,286 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(占冠PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道勇払郡占冠村

別 紙 1

(3) 工事予算

1, 227 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 356 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 302 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1,346 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5年 12月 4日

②工事の完成予定年月日 平成 33年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,719 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,650 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(本別IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町共栄

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道本別インター線	北海道中川郡 本別町共栄	立体接続	本別インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町共栄	平面接続	本線(新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

443 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 21 日 (供用開始)

 平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

528 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 528 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,116 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,642 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,586 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目 から
埼玉県川口市赤芝新田 まで

(3) 工事予算

12,565 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,738 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,467 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

11,910 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,858 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12,858 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

9,811 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10,688 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,688 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(栃木県矢板市大槻から栃木県矢板市片岡まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県矢板市大槻 から
栃木県矢板市片岡 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県矢板市大槻 から 栃木県矢板市片岡 まで	100	1.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
栃木県矢板市大槻 から 栃木県矢板市片岡 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

1,709 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 16年 | 6月 | 29日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 22年 | 7月 | 16日 | (供用開始) |
| | 平成 | 25年 | 3月 | 31日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,204 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,204 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（黒磯板室IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県那須塩原市中内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道大田原高林線	栃木県那須塩原市 鹿野崎	立体接続	黒磯板室インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,093 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	16年	6月	29日	
②工事の完成年月日	平成	21年	3月	29日	(供用開始)
	平成	22年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,251 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,251 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5,300 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,948 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,681 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線
(宮城県白石市福岡深谷から宮城県仙台市太白区茂庭まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市福岡深谷 から

宮城県仙台市太白区茂庭 まで

(3)工事予算

2,100 百万円(消費税込み)

(4)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 7 月 16 日 (供用開始)

 平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,431 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,431百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(富谷JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県黒川郡富谷町穀田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城県黒川郡 富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション

(4) 工事予算

2,927 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 27 日 (供用開始)

平成 23 年 9 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,650 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,650 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(小坂JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

秋田県鹿角郡小坂町小坂

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	秋田県鹿角郡 小坂町小坂	平面接続	小坂ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5,942 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,034 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,003 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道八戸線(八戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市坂牛

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	青森県八戸市坂牛	立体接続	八戸ジャンクション

(4) 工事予算

1,408 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 6 年 9 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,753 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,687 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線(東和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市東和町安俵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道北上東和線	岩手県花巻市東和町安俵	立体接続	東和インターチェンジ
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県花巻市東和町安俵	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1,468 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 107 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 072 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(鶴岡JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県鶴岡市山田

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	山形県鶴岡市山田	平面接続	鶴岡ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

6,885 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月19日

②工事の完成予定年月日 平成24年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,940 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,919 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県いわき市好間町榊小屋から福島県いわき市三和町合戸まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県いわき市好間町榊小屋 から
福島県いわき市三和町合戸 まで

(ロ) 延 長 4.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市 好間町榊小屋 から 福島県いわき市 三和町合戸 まで	80	4.1	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市 好間町榊小屋 から 福島県いわき市 三和町合戸 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

5,396 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 10 月 2 日 (外外運用)

平成 20 年 11 月 30 日 (供用開始)

平成 21 年 11 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,705 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,705 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県田村郡小野町大字夏井から福島県田村郡小野町大字小野赤沼まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県田村郡小野町大字夏井 から
福島県田村郡小野町大字小野赤沼 まで

(ロ) 延 長 7.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村郡 小野町大字夏井 から 福島県田村郡 小野町大字小野赤沼 まで	80	7.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村郡 小野町大字夏井 から 福島県田村郡 小野町大字小野赤沼 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

4,748 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 9 月 5 日 (外外運用)

平成 20 年 11 月 30 日 (供用開始)

平成 21 年 11 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,002 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,002 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県田村郡小野町大字飯豊から福島県田村郡小野町大字吉野辺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県田村郡小野町大字飯豊 から
福島県田村郡小野町大字吉野辺 まで

(ロ) 延 長 4.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村郡小野町大字飯豊 から 福島県田村郡小野町大字吉野辺 まで	80	4.8	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村郡小野町大字飯豊 から 福島県田村郡小野町大字吉野辺 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	-

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 599 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 7 月 19 日 (外外運用)

平成 18 年 11 月 22 日 (供用開始)

平成 19 年 11 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 755 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 755 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県田村市船引町堀越から福島県田村市船引町春山まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県田村市船引町堀越 から
福島県田村市船引町春山 まで

(ロ) 延 長 6.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村市船引町堀越 から 福島県田村市船引町春山 まで	80	6.3	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村市船引町堀越 から 福島県田村市船引町春山 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	-

別 紙 1

(4) 工事予算

3,413 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 8 月 1 日 (外外運用)

平成 19 年 11 月 17 日 (供用開始)

平成 20 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,888 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,888 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢から福島県郡山市西田町大田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢 から
福島県郡山市西田町大田 まで

(ロ) 延 長 4.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢 から 福島県郡山市西田町大田 まで	80	4.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢 から 福島県郡山市西田町大田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	-

別 紙 1

(4) 工事予算

2,801 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 11 月 14 日 (外外運用)

平成 20 年 11 月 14 日 (供用開始)

平成 22 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,282 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,282 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(豊栄SA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市

(3) 工事予算

400 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

653 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 632 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(岩城IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県由利本荘市岩城内道川

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道雄和岩城線	秋田県由利本荘市 岩城内道川	立体接続	岩城インターチェンジ

(4) 工事予算

1,147 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 5 年 12 月 4 日	
②工事の完成年月日	平成 19 年 7 月 2 日	(岩城ICランプ切替)
	平成 19 年 9 月 17 日	(供用開始)
	平成 20 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

305 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 305 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

別 紙 1

(3) 工事予算

1,260 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,411 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,359 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1,786 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 15 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,369 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,317 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	100	1.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4車線	4車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

3,659 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 177 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 992 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線（鶴ヶ島JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号	埼玉県鶴ヶ島市 大字藤金	立体接続	鶴ヶ島ジャンクション

(4) 工事予算

2,913 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 62 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,284 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,284 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県坂戸市大字戸口から埼玉県坂戸市大字中里まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県坂戸市大字戸口 から
埼玉県坂戸市大字中里 まで

(ロ) 延 長 1.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	120	1.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.00メートル(登坂車線)

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	6車線	6車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

2,900 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 16年 6月 29日
- ②工事の完成予定年月日 平成 26年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 583 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 463 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市畠山から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

I	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延長

I	埼玉県深谷市本田	から	2.6	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1.7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1.8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間		設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
I	埼玉県深谷市本田	120	2.6	
	埼玉県深谷市黒田			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	120	1.7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	120	1.8	
	群馬県渋川市八木原			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市黒田までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工		用地買収		摘 要
I	埼玉県深谷市本田 から	6	車線	6	車線	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田 まで					
II	埼玉県本庄市児玉町高関 から	6	車線	6	車線	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美 まで					
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 から	4	車線	4	車線	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原 まで					

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

7, 100 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成予定年月日	平成 22 年 12 月 17 日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成 23 年 3 月 17 日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成 28 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,360 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,134 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線（佐久小諸JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県小諸市御影新田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中部横断自動車道	長野県小諸市 御影新田	平面接続	佐久小諸ジャンクション (新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

7,628 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 26 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,240 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,240 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県中野市大字永江から長野県上水内郡信濃町大字富濃まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県中野市大字永江 から
長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで

(ロ) 延 長 8.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
長野県中野市大字永江 から 長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで	80	8.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県中野市大字永江 から 長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

23, 862 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	11年	1月	8日	
②工事の完成年月日	平成	21年	8月	24日	(外外運用)
	平成	21年	11月	19日	(供用開始)
	平成	22年	11月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,230 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,230 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田 から
埼玉県三郷市番匠免二丁目 まで

(3) 工事予算

9,030 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,596 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,506 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

24,724 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,092 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,827 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（つくばJCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市梶内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2,045 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 4 月 24 日 (供用開始)

平成 23 年 3 月 30 日 (残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,219 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,219 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(楢葉PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡楢葉町

別 紙 1

(3) 工事予算

1,411 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,205 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,160 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鹿島SA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市

別 紙 1

(3) 工事予算

1,836 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,185 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,095 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(亘理PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1,500 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 932 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 865 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線（木更津JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の箇所

千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県木更津市 犬成犬成笹子両村新田	立体接続	木更津ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

3,658 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	14年	4月	9日	
②工事の完成年月日	平成	19年	3月	21日	(供用開始)
	平成	21年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,576 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,576 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市羽鳥野一丁目から千葉県木更津市羽鳥野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の箇所

千葉県木更津市羽鳥野一丁目 から
千葉県木更津市羽鳥野二丁目 まで

別 紙 1

(3) 工事予算

150 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	18年	4月	1日	
②工事の完成年月日	平成	19年	4月	13日	(供用開始)
	平成	19年	9月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

155 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 155 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(一次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市番匠免二丁目 から
埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで

(ロ) 延 長 4.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市番匠免二丁目 から 埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで	80	4.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市番匠免二丁目 から 埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ

(4) 工事予算

495 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

732 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 732 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目 から
埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで

別 紙 1

(3) 工事予算

1,704 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,171 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,090 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT(一次改築)）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

596 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成年月日 平成 23 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

684 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 684 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT(二次改築))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

19,668 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,810 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,951 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷第二IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷第二インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 201 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 739 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 628 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（谷津船橋IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県習志野市谷津

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ(仮称)
県道千葉船橋海浜線	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,334 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 4 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,761 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,673 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（酒々井IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県印旛郡酒々井町尾上

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道富里酒々井線	千葉県印旛郡酒々井町 尾上	立体接続	酒々井インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 396 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 703 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 643 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（大栄JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

4,347 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,100 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,942 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,158 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,980 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,869 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（波志江PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県伊勢崎市

別 紙 1

(3) 工事予算

2,902 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 3 月 1 日 (供用開始)

平成 21 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,127 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,127 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（壬生PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下都賀郡壬生町

別 紙 1

(3) 工事予算

1,454 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 30 日	
②工事の完成年月日	平成 20 年 12 月 20 日	(供用開始)
	平成 22 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,551 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,551 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（笠間PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市

別 紙 1

(3) 工事予算

1,541 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 1 月 20 日	
②工事の完成年月日	平成 20 年 12 月 20 日	(供用開始)
	平成 22 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

984 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 984 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道

(新潟県糸魚川市大字歌から新潟県糸魚川市大字外波まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	新潟県糸魚川市大字歌	から
	新潟県糸魚川市大字外波	まで

(3) 工事予算

8,437 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 14年 | 4月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,825 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,662 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目から神奈川県横須賀市佐原一丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目	から
	神奈川県横須賀市佐原一丁目	まで

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目 から 神奈川県横須賀市 佐原一丁目 まで	80	4.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目 から 神奈川県横須賀市 佐原一丁目 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号	神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	平面接続	馬堀海岸インターチェンジ
県道浦賀港線	神奈川県横須賀市 浦賀町一丁目	立体接続	浦賀インターチェンジ
県道横須賀葉山線	神奈川県横須賀市 佐原一丁目	立体接続	佐原インターチェンジ

(4) 工事予算

71,821 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 7 年 4 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 20 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24,468 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,468 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで

(ロ) 延 長 8.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から	80	8.7	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から	6 車線	6 車線	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

249,201 百万円(消費税込み)

別紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
平成 27 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

271, 153 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 258, 925 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都あきる野市牛沼から東京都あきる野市下代継まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都あきる野市牛沼	から
	東京都あきる野市下代継	まで

(ロ) 延 長	0.4 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都あきる野市牛沼 から	80	0.4	
東京都あきる野市下代継 まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都あきる野市牛沼 から	4 車線	4 車線	
東京都あきる野市下代継 まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道411号	東京都あきる野市牛沼	立体接続	あきる野インターチェンジ

(4) 工事予算

828 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 17 年 9 月 1 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 6 月 23 日 (供用開始)

平成 20 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

924 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

924 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県鶴ヶ島市大字藤金から埼玉県比企郡川島町大字中山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 から
埼玉県比企郡川島町大字中山 まで

(ロ) 延 長 7.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 から 埼玉県比企郡川島町大字中山 まで	80	7.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 から 埼玉県比企郡川島町大字中山 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
関越自動車道 新潟線	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金	立体接続	鶴ヶ島ジャンクション
都市計画道路坂戸東川越線	埼玉県坂戸市大字小沼	立体接続	坂戸インターチェンジ
一般国道254号	埼玉県比企郡川島町 大字中山	立体接続	川島インターチェンジ

(4) 工事予算

8,949 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金(STA-8-30)から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金(STA0+00)まで	平成 7 年 10 月 20 日
ロ	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金(STA0+00)から埼玉県川越市大字上広谷(STA8+79)まで	平成 19 年 6 月 1 日
ハ	埼玉県川越市大字上広谷(STA8+79)から埼玉県川越市大字下広谷(STA27+17)まで	平成 19 年 6 月 30 日
ニ	埼玉県川越市大字下広谷(STA27+17)から埼玉県川越市大字下広谷字天神前(STA29+14)まで	平成 19 年 11 月 1 日
ホ	埼玉県川越市大字下広谷字天神前(STA29+14)から埼玉県川越市大字下広谷(STA29+92)まで	平成 19 年 12 月 28 日
ヘ	埼玉県川越市大字下広谷(STA29+92)から埼玉県川越市大字下広谷(STA33+76)まで	平成 19 年 12 月 1 日
ト	埼玉県川越市大字下広谷(STA33+76)から埼玉県川越市大字下広谷(STA34+06)まで	平成 19 年 12 月 15 日
チ	埼玉県川越市大字下広谷(STA34+06)から埼玉県坂戸市大字横沼(STA42+34)まで	平成 19 年 9 月 29 日
リ	埼玉県坂戸市大字横沼(STA42+34)から埼玉県坂戸市大字青木(STA44+24)まで	平成 19 年 12 月 28 日
ヌ	埼玉県坂戸市大字青木(STA44+24)から埼玉県坂戸市大字横沼(STA49+34)まで	平成 19 年 6 月 30 日
ル	埼玉県坂戸市大字横沼(STA49+34)から埼玉県坂戸市大字小沼(STA54+40)まで	平成 19 年 9 月 1 日

別 紙 1

ヲ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA54+40)から埼玉県坂戸市大字小沼(STA55+60)まで	平成 19 年 11 月 15 日
ワ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA55+60)から埼玉県坂戸市大字小沼(STA56+25)まで	平成 19 年 9 月 1 日
カ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA56+25)から埼玉県坂戸市大字小沼(STA58+56)まで	平成 19 年 12 月 1 日
ヨ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA58+56)から埼玉県比企郡川島町大字上伊草(STA67+29)まで	平成 20 年 2 月 1 日
タ	埼玉県比企郡川島町大字上伊草(STA67+29)から埼玉県比企郡川島町大字上井草字堂地(STA69+73.6)まで	平成 19 年 12 月 15 日
レ	埼玉県比企郡川島町大字上伊草字堂地(STA69+73.6)から埼玉県比企郡川島町大字上井草字天神(STA71+89)まで	平成 19 年 3 月 31 日
ソ	埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神(STA71+89)から埼玉県比企郡川島町大字中山字蛭田(STA76+60)まで	平成 19 年 4 月 28 日
坂戸IC料金所部		
ツ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+78(B))から埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+16(E))まで	平成 19 年 9 月 1 日
ネ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+16(E))から埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+89(E))まで	平成 19 年 12 月 1 日
坂戸ICランプ部		
ナ	埼玉県坂戸市大字横沼(STA6+3(D))から埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+78(B))まで	平成 19 年 9 月 1 日
ラ	埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+16(E))から埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+89(E))まで	平成 19 年 9 月 29 日

別 紙 1

ム 埼玉県坂戸市大字小沼(STA0+89(E))から埼玉県坂戸市大字小沼(STA1+72(E))まで 平成 19 年 9 月 1 日

ウ 埼玉県坂戸市大字小沼(STA1+72(E))から埼玉県坂戸市大字小沼(STA3+36(E))まで 平成 19 年 12 月 1 日

川島IC料金所部

キ 埼玉県比企郡川島町大字中山字蛭田(STA0+85(A))から埼玉県比企郡川島町大字中山字蛭田(STA2+00(G))まで 平成 19 年 3 月 31 日

川島ICランプ部

ノ 埼玉県比企郡川島町大字中山字金ヶ谷戸(STA4+86(G))から埼玉県比企郡川島町大字上井草字天神(STA4+16(A))まで 平成 19 年 6 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 20 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 22 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 258 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 258 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県桶川市大字川田谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県比企郡川島町大字中山 から
埼玉県桶川市大字川田谷 まで

(ロ) 延 長 5.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで 第1種第3級(道路構造令)

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字中山 から 埼玉県比企郡川島町大字平沼 まで	80	0.4	

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字平沼 から 埼玉県桶川市大字川田谷 まで	100	5.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
埼玉県比企郡川島町大字中山 から 埼玉県桶川市大字川田谷 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで 3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで 4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道254号	埼玉県比企郡川島町 大字中山	立体接続	川島インターチェンジ
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ

(4) 工事予算

5,249 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県比企郡川島町大字中山(STA76+60)から埼玉県比企郡川島町大字白井沼(STA92+95)まで
平成 21 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県比企郡川島町大字白井沼(STA92+95)から埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿(STA112+69)まで
平成 21 年 7 月 1 日
- ハ 埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿(STA112+69)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA122+40)まで
平成 21 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA122+40)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA123+70)まで
平成 22 年 2 月 15 日
- ホ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA123+70)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA124+12)まで
平成 21 年 6 月 1 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA124+12)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA125+81)まで
平成 21 年 6 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字川田谷(STA125+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA130+24)まで
平成 21 年 4 月 1 日

別 紙 1

- チ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA130+24) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA131+20) まで
平成 21 年 11 月 1 日
- リ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA131+20) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA133+43) まで
平成 22 年 2 月 1 日
- ヌ 埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA0+0) から埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA1+30) まで
平成 21 年 10 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA1+30) から埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA9+20) まで
平成 22 年 2 月 1 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA9+20) から埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA10+13) まで
平成 21 年 11 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA3+20) から埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA5+80) まで
平成 21 年 11 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA5+80) から埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA8+64) まで
平成 21 年 10 月 1 日
- コ 埼玉県桶川市大字川田谷
平成 21 年 12 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字川田谷
平成 21 年 10 月 1 日

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県桶川市大字川田谷 から
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで

(ロ) 延 長 10.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷 から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで	100	10.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷 から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川インターチェンジ(仮称)
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

68,868 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+50)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+50)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 23 年 7 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市大字五町台(STA196+70)まで
平成 23 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字五町台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五町台(STA197+84)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字五町台(STA197+84)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+88)まで
平成 23 年 7 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+88)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73, 467 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 72, 002 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市下早見まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 から
 埼玉県久喜市下早見 まで

(ロ) 延 長 3.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	100	3.3	
埼玉県久喜市下早見	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	4車線	4車線	
埼玉県久喜市下早見	まで			

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

16,311 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎
平成 22 年 6 月 1 日
- ロ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ハ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)まで
平成 22 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA4+77)まで
平成 22 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA5+90)まで
平成 22 年 8 月 1 日
- ヘ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎(STA0+48)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA2+33)まで
平成 22 年 8 月 1 日
- ト 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)から埼玉県久喜市原字大谷(STA269+22)まで
平成 22 年 4 月 1 日

別 紙 1

- チ 埼玉県久喜市原字大谷(STA12+80)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- リ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)まで
平成 19 年 4 月 1 日
- 又 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字北谷(STA4+16)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ル 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA10+16)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+94)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ヲ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+94)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+44)まで
平成 19 年 4 月 1 日
- ワ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+44)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA2+60)まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17,384 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17,384 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県つくば市新井から茨城県つくば市梶内まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県つくば市新井 から
茨城県つくば市梶内 まで

(ロ) 延 長 4.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市新井	から	100	4.3	
茨城県つくば市梶内	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市新井	から	2車線	4車線	
茨城県つくば市梶内	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

3.50メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ
常磐自動車道	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

(4) 工事予算

2,043 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ-1 茨城県つくば市新井から茨城県つくば市柳橋(E-STA0+0~E-STA1+47)
平成 21 年 5 月 1 日

イ-2 茨城県つくば市新井(つくば中央料金所)
平成 21 年 5 月 1 日

ロ 茨城県つくば市新井(D-STA0+0)から茨城県つくば市手代木(STA374-0)まで
平成 21 年 12 月 1 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,349 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,349 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県つくば市市之台から茨城県牛久市桂町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県つくば市市之台 から
茨城県牛久市桂町 まで

(ロ) 延 長 12.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市 市之台 から 茨城県牛久市 桂町 まで	100	12.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市 市之台 から 茨城県牛久市 桂町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号 牛久土浦バイパス	茨城県つくば市 稲岡	立体接続	つくば牛久インターチェンジ
県道 土浦竜ヶ崎線	茨城県稲敷郡 阿見町大字小池	立体接続	牛久阿見インターチェンジ
県道 竜ヶ崎阿見線バイパス	茨城県稲敷郡 阿見町大字吉原	立体接続	阿見東インターチェンジ

(4) 工事予算

2,869 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 茨城県つくば市市之台(STA15+22)から茨城県牛久市下根町(STA65+00)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ロ 茨城県牛久市下根町(STA65+00)から茨城県牛久市桂町(STA135+50)まで
平成 18 年 10 月 1 日

別 紙 1

ハ 茨城県稲敷郡阿見町大字小池(牛久阿見料金所)

平成 18 年 4 月 19 日

ニ 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原(阿見東料金所)

平成 18 年 4 月 19 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 10 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 203 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 203 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県牛久市桂町から茨城県稲敷市沼田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県牛久市桂町 から
茨城県稲敷市沼田 まで

(ロ) 延 長 6.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県牛久市桂町 から 茨城県稲敷市沼田 まで	100	6.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県牛久市桂町 から 茨城県稲敷市沼田 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 竜ヶ崎阿見線バイパス	茨城県稲敷郡 阿見町大字吉原	立体接続	阿見東インターチェンジ
県道 江戸崎新利根線バイパス	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ

(4) 工事予算

1,588 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 茨城県牛久市桂町(STA135+50)から茨城県稲敷市月出里(STA159+10)まで
平成 20 年 12 月 24 日

ロ 茨城県稲敷市月出里(STA159+10)から茨城県稲敷市沼田(STA195+38)まで
平成 21 年 1 月 26 日

ハ 茨城県稲敷市沼田(稲敷料金所)
平成 20 年 4 月 1 日

別 紙 1

ニ 茨城県牛久市桂町から茨城県稲敷郡阿見町まで(阿見東IC Aランプ部)

平成 20 年 10 月 27 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 12 月 16 日 (阿見東ICランプ切替)

 平成 21 年 3 月 21 日 (供用開始)

 平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 839 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 839 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県東金市丹尾 から
千葉県茂原市石神 まで

(ロ) 延 長 21.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県茂原市石神 まで	100	21.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県茂原市石神 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ(仮称)
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

23,390 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県大網白里町養安寺(STA20+82)まで
平成 23 年 10 月 1 日

ロ 千葉県大網白里町養安寺(STA20+82)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+40)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ハ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+40)から千葉県大網白里町大竹(STA56+01)まで
平成 23 年 10 月 1 日

ニ 千葉県大網白里町大竹(STA56+01)から千葉県大網白里町大竹(STA56+56)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町大竹(STA56+56)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 23 年 10 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ト 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 5 月 1 日

別 紙 1

チ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

リ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

ヌ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ル 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

ヲ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市真名(STA146+60)まで
平成 23 年 10 月 1 日

ワ 千葉県茂原市真名(STA146+60)から千葉県茂原市真名(STA146+80)まで
平成 24 年 7 月 1 日

カ 千葉県茂原市真名(STA146+80)から千葉県茂原市真名(STA147+80)まで
平成 23 年 10 月 1 日

コ 千葉県茂原市真名(STA147+80)から千葉県茂原市真名(STA150+20)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 千葉県茂原市真名(STA150+20)から千葉県茂原市国府関(STA156+20)まで
平成 23 年 10 月 1 日

レ 千葉県茂原市国府関(STA156+20)から千葉県茂原市国府関(STA157+60)まで
平成 24 年 3 月 1 日

ソ 千葉県茂原市国府関(STA157+60)から千葉県長柄町榎本(STA185+00)まで
平成 23 年 10 月 1 日

ツ 千葉県長柄町榎本(STA185+00)から千葉県長柄町榎本(STA186+00)まで
平成 24 年 2 月 1 日

ネ 千葉県長柄町榎本(STA186+00)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで
平成 23 年 10 月 1 日

茂原北IC ランプ部

ナ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで
平成 19 年 12 月 1 日

ラ 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで
平成 20 年 10 月 1 日

ム 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで
平成 19 年 12 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 443 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 881 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県茂原市石神 から
千葉県木更津市下郡 まで

(ロ) 延 長 21.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神 から 千葉県木更津市下郡 まで	100	21.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神 から 千葉県木更津市下郡 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ(仮称)
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原南インターチェンジ(仮称)
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13,974 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA241+92)まで
平成 23 年 8 月 1 日

ロ 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA241+92)から千葉県長生郡長南町竹林(STA261+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ハ 千葉県長生郡長南町竹林(STA261+60)から千葉縣市原市田尾(STA298+29)まで
平成 24 年 1 月 1 日

ニ 千葉縣市原市田尾(STA298+29)から千葉縣市原市田尾(STA301+16)まで
平成 23 年 11 月 1 日

ホ 千葉縣市原市田尾(STA301+16)から千葉縣市原市大和田(STA316+67)まで
平成 24 年 1 月 1 日

ヘ 千葉縣市原市大和田(STA316+67)から千葉縣市原市大和田(STA322+00)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ト 千葉縣市原市大和田(STA322+20)から千葉縣市原市養老(STA335+65)まで
平成 24 年 6 月 1 日

別 紙 1

チ 千葉県市原市養老(STA335+65)から千葉県市原市山口(STA350+17)まで
平成 23 年 12 月 1 日

リ 千葉県市原市山口(STA350+17)から千葉県市原市山口(STA360+80)まで
平成 24 年 1 月 1 日

ヌ 千葉県市原市山口(STA360+80)から千葉県木更津市真里谷(STA367+62)まで
平成 24 年 2 月 1 日

ル 千葉県木更津市真里谷(STA367+62)から千葉県木更津市茅野(STA415+00)まで
平成 23 年 10 月 1 日

ヲ 千葉県木更津市茅野(STA415+00)から千葉県木更津市茅野(STA416+80)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ワ 千葉県木更津市茅野(STA416+80)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 2 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,949 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,703 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県木更津市下郡から千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市下郡 から
 千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田 まで

(ロ) 延 長 7.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市下郡 から 千葉県木更津市犬成犬成笹子 両村新田 まで	100	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市下郡 から 千葉県木更津市犬成犬成笹子 両村新田 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ
東関東自動車道千葉富津線	千葉県木更津市犬成犬成 笹子両村新田	平面接続 立体接続	木更津ジャンクション

(4) 工事予算

9,302 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県木更津市下郡今間前上川原から千葉県木更津市下郡今間前まで
平成 18 年 4 月 18 日
- ロ 千葉県木更津市下郡(STA429+17)から千葉県木更津市下郡(STA431+92)まで
平成 18 年 4 月 18 日
- ハ 千葉県木更津市下郡今間前(STA431+92)から千葉県木更津市上根岸(STA448+00)まで
平成 18 年 7 月 13 日

別 紙 1

- ニ 千葉県木更津市上根岸(STA448+00)から千葉県袖ヶ浦市上宮田(STA452+00)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ホ 千葉県袖ヶ浦市上宮田(STA452+00)から千葉県袖ヶ浦市上宮田(STA453+00)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- へ 千葉県袖ヶ浦市上宮田(STA453+00)から千葉県袖ヶ浦市上宮田(STA453+50)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ト 千葉県袖ヶ浦市上宮田(STA453+50)から千葉県木更津市下宮田(STA467+00)まで
平成 18 年 7 月 11 日
- チ 千葉県袖ヶ浦市下宮田(STA467+00)から千葉県袖ヶ浦市下宮田(STA469+00)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- リ 千葉県袖ヶ浦市下宮田(STA469+00)から千葉県袖ヶ浦市下宮田(STA469+80)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ヌ 千葉県袖ヶ浦市下宮田(STA469+80)から千葉県木更津市伊豆島(STA478+60)まで
平成 18 年 7 月 13 日
- ル 千葉県木更津市伊豆島(STA478+60)から千葉県木更津市笹子(STA482+00)まで
平成 18 年 4 月 18 日
- ヲ 千葉県木更津市笹子(STA482+00)から千葉県木更津市犬成(STA492+40)まで
平成 16 年 7 月 12 日

別 紙 1

ワ 千葉県木更津市犬成(STA492+00)から千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田(STA500+03)まで
平成 16 年 1 月 26 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日

平成 19 年 3 月 21 日 (供用開始)

平成 21 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,678 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,678 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道市川浦安線	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	市川インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,963 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,927 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

16,657 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,080 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18,199 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(幕張PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市花見川区

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

6,515 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 12 年 7 月 3 日	
②工事の完成年月日	平成 19 年 12 月 5 日	(下り線切替)
	平成 20 年 2 月 10 日	(上り線切替)
	平成 20 年 3 月 20 日	(上下線建築物)
	平成 20 年 12 月 6 日	(上下線駐車場部)
	平成 22 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,027 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,027 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	80	4.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	6車線	6車線	6車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

168 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

315 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

306 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(京葉道路)(蘇我IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市中央区生実町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号	千葉県千葉市中央区生実町	立体接続	蘇我インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

4,424 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 7 年 3 月 31 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 5 月 30 日 (供用開始)

平成 21 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,472 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,472 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県多賀城市市川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡 利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1,700 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,273 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,186 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県東金市丹尾 から
 千葉県山武市松尾町谷津 まで

(ロ) 延 長 15.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金インター・ジャンクション(仮称)
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

17,738 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,701 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,796 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道127号(富津館山道路)

(千葉県南房総市高崎から千葉県南房総市検儀谷まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県南房総市高崎	から
	千葉県南房総市検儀谷	まで

(ロ) 延長	2.2 キロメートル
--------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県 南房総市高崎 から 千葉県 南房総市検儀谷 まで	80	2.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県 南房総市高崎 から 千葉県 南房総市検儀谷 まで	2 車線	4 車線	付加車線事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
	1.50×2	3.00				
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

135 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県南房総市高崎(STA58+25)から千葉県南房総市高崎(STA63+27)まで
平成 14 年 9 月 2 日
- ロ 千葉県南房総市高崎(STA63+27)から千葉県南房総市高崎(STA63+52)まで
平成 19 年 10 月 12 日
- ハ 千葉県南房総市高崎(STA63+52)から千葉県南房総市市部(STA65+90)まで
平成 14 年 9 月 2 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

176 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 176 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道127号(富津館山道路)(富山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の箇所

千葉県南房総市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

949 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 9 月 2 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 131 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 111 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

17,266 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,403 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12,927 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 572 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 751 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 672 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(狭山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県狭山市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

3,190 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

- | | | |
|-----------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 17 年 2 月 25 日 | |
| ②工事の完成年月日 | 平成 20 年 7 月 18 日 | (供用開始) |
| | 平成 21 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,879 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,879 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(久喜白岡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市下早見	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

13,463 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 埼玉県久喜市大字原字大谷(STA269+22)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ロ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)まで
平成 19 年 3 月 31 日

ハ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA275+20)まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 522 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 077 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(江戸崎PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県稲敷市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 202 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 茨城県稲敷市月出里(STA164+70)から茨城県稲敷市蒲ヶ山(STA174+24)まで
平成 24 年 4 月 1 日

ロ 茨城県稲敷市沼田(STA184+30)から茨城県稲敷市沼田(STA195+38)まで
平成 24 年 10 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 385 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 325 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(福島松川スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市松川町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 土湯温泉線 及び 市道 池田・小池線	福島県福島市 松川町	立体接続	福島松川PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(長者原スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県大崎市古川宮沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 東宮沢3号線 及び 市道 西宮沢2号線	宮城県大崎市 古川宮沢	立体接続	長者原SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北横断自動車道酒田線(寒河江SAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 酒田線

(2) 工事の箇所

山形県寒河江市大字寒河江

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 山西線	山形県寒河江市 大字寒河江	立体接続	寒河江SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道新潟線(三芳スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町大字上富

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道上富82号線 及び町道上富69号線	埼玉県入間郡 三芳町大字上富	立体接続	三芳PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18年 9月 26日
- ②工事の完成年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(駒寄スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の箇所

群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道七日市・長久保線 及び町道七日市・吉開戸線	群馬県北群馬郡 吉岡町大字大久保	立体接続	駒寄PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日
- ②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道新潟線(大和スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の箇所

新潟県南魚沼市大字茗荷沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道茗荷沢18号線 及び 市道大和インター 1号線	新潟県南魚沼市 大字茗荷沢	立体接続	大和PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道上越線(小布施スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

長野県上高井郡小布施町大字大島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道小布施総合公園1号線 (仮称)	長野県上高井郡 小布施町大字大島	立体接続	小布施PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道上越線(新井スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

新潟県妙高市大字猪野山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道新井インター 上り線及び 市道新井インター 下り線	新潟県妙高市 大字猪野山	立体接続	新井PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(友部SAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市長兎路

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道(友)4075号線 及び市道(友)4159号線	茨城県笠間市長兎路	立体接続	友部SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18年 9月 26日
- ②工事の完成年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(姨捨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県千曲市大字八幡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道9487号線 及び市道9486号線	長野県千曲市大字八幡	立体接続	姨捨SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(黒埼スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市木場

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道黒埼2-96号線 及び 市道黒埼2-100号線	新潟県新潟市木場	立体接続	黒埼PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(上河内スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦断自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県河内郡上河内町大字今里

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道前田原宿線	栃木県河内郡 上河内町大字今里	立体接続	上河内SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(那須高原スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦断自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県那須郡那須町大字豊原丙

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道辻室田島線	栃木県那須郡那須町 大字豊原丙	立体接続	那須高原SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(泉PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県仙台市泉区野村

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道泉塩釜線及び市道松林下筒岫線	宮城県仙台市泉区野村	立体接続	泉PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線(新鶴スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 いわき新潟線

(2) 工事の箇所

福島県大沼郡会津美里町和田目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道新田・上新田線	福島県大沼郡会津美里町和田目	立体接続	新鶴PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(豊栄スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市高森

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道豊栄2-359号線 及び市道豊栄2-360号線	新潟県新潟市高森	立体接続	豊栄SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(佐久平スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

長野県佐久市上平尾

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7-104号線	長野県佐久市上平尾	立体接続	佐久平PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(大湊スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県上越市大潟区蜘蛛ヶ池

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大潟1012号線 及び市道大潟1013号線	新潟県上越市大潟区 蜘蛛ヶ池	立体接続	大潟PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

61,115 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

61,632 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成24年3月31日	1,296百万円	1,473百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月31日 (残事業完成)	341百万円	366百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月31日 (残事業完成)	452百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月31日 (残事業完成)	130百万円	140百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1-90号線 及び 市道新津 1-91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成24年3月31日	1,791百万円	1,921百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び粟生田	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び粟生田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年3月31日	2,081百万円	2,208百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年3月31日	4,072百万円	4,332百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成24年3月31日 (残事業完成)	3,922百万円	4,177百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年9月30日	1,132百万円	1,218百万円	—	栄PA

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(輪厚スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道 函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道北広島市輪厚

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速東2号線 及び 市道高速西1号線	北海道北広島市輪厚	立体接続	輪厚PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21年 6月 19日

②工事の完成年月日 平成 21年 6月 27日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(蓮田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字黒浜

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道1260号線	埼玉県蓮田市大字黒浜	立体接続	蓮田SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 24 年 3 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(白河中央スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

福島県白河市豊地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道白河中央インターチェンジ南線 及び 市道白河中央インターチェンジ北線	福島県白河市豊地	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 7 月 31 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 8 月 7 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(鏡石スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道仁井田・笠石線 及び 町道鏡田121号線	福島県岩瀬郡鏡石町 大字鏡田	立体接続	鏡石PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(三本木スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県大崎市三本木蟻ヶ袋地内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道蟻ヶ袋自動車道東線 及び 市道蟻ヶ袋自動車道西線	宮城県大崎市三本木 蟻ヶ袋地内	立体接続	三本木PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 20 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 9 月 17 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(長岡南越路スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市浦地先

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道越路121号線 及び市道越路429号線	新潟県長岡市浦地先	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 20 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 9 月 19 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(三郷料金所スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道1321号線 及び 市道1313号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(水戸北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道123号	茨城県水戸市飯富町	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(東海スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県那珂郡東海村石神外宿

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
村道1415号線 及び 村道1411号線	茨城県那珂郡東海村 石神外宿	立体接続	東海PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道千葉富津線(君津PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の箇所

千葉県君津市大山野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大山野・曲作線 及び 市道大山野・五埴線	千葉県君津市大山野	立体接続	君津PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(波志江スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県伊勢崎市波志江町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道1-504号線	群馬県伊勢崎市 波志江町	立体接続	波志江PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**成田国際空港線(成田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

成田国際空港線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市小菅

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道295号	千葉県成田市小菅	立体接続	

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県黒川郡富谷町穀田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県黒川郡富谷町穀田 まで	100	6.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県黒川郡富谷町穀田 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50 1.75	4.25	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50×2	3.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道塩竈吉岡線	宮城県宮城郡利府町沢乙	立体接続	利府しらかし台インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション

(4) 工事予算

2,100 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県黒川郡富谷町穀田から宮城県黒川郡富谷町富谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県黒川郡富谷町穀田 から
 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	80	1.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション
一般国道4号	宮城県黒川郡富谷町富谷	平面接続	富谷インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,044 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 23 年 4 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 375 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 273 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県宮城郡利府町加瀬

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

908 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 22 年 4 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 9 月 2 日 (利府JCTランプ切替)

平成 22 年 10 月 22 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,068 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,068 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（新千歳空港IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道千歳市泉沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道 新千歳空港インター線	北海道千歳市 泉沢	立体接続	新千歳空港インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

747 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 11 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

865 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 828 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（大衡IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県黒川郡大衡村奥田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道大衡落合線	宮城県黒川郡大衡村 松の平	立体接続	大衡インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

850 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 11 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 12 月 18 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

984 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

984 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(酒田中央JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県酒田市遊摺部

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道47号	山形県酒田市遊摺部	立体接続	酒田中央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

本別紙に係る工事については、当該区間の整備に必要な予算の見直しが決定的なことに伴い、工事を一旦停止している

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設計区間	道路の区分	摘要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25	1.25	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.75	1.75	1.25	3.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3.00メートル(土工部) 3.00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4.50メートル(土工部) 4.50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

51,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日
- ②工事の完成予定年月日 —

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

本別紙に係る工事については、一旦停止しているため、
改めて工事を再開することとなった際に債務引受限度額を
記載する予定である。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

本別紙に係る工事については、当該区間の整備に必要な予算の見直しが決定的なことに伴い、工事を一旦停止している

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	100	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル(土工部)
— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日
②工事の完成予定年月日 ー

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

ー

本別紙に係る工事については、一旦停止しているため、
改めて工事を再開することとなった際に債務引受限度額を
記載する予定である。

別紙 1 - 1 5 0 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（潮来ICの（改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

3,829 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,517 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,322 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC(改築))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川鉾田線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,913 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,839 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)(仙台港IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県仙台市宮城野区福室

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道塩釜亘理線	宮城県仙台市宮城野区蒲生	立体接続	仙台港インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,117 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 10 月 1 日

・なお、工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 184 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 128 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	55,197百万円
H 2 3	37,081百万円
H 2 4	41,066百万円
H 2 5	47,549百万円
H 2 6	47,465百万円
H 2 7	49,468百万円
H 2 8	54,558百万円
H 2 9	47,022百万円
H 3 0	47,164百万円
H 3 1	47,842百万円
H 3 2	48,378百万円
H 3 3	48,918百万円
H 3 4	49,206百万円
H 3 5	49,375百万円
H 3 6	50,035百万円
H 3 7	50,610百万円
H 3 8	49,869百万円
H 3 9	50,058百万円
H 4 0	50,239百万円
H 4 1	50,840百万円
H 4 2	51,511百万円
H 4 3	51,085百万円
H 4 4	51,270百万円
H 4 5	50,337百万円
H 4 6	50,282百万円
H 4 7	50,154百万円
H 4 8	50,633百万円
H 4 9	50,844百万円
H 5 0	50,074百万円
H 5 1	49,944百万円
H 5 2	49,946百万円
H 5 3	49,924百万円
H 5 4	50,249百万円
H 5 5	50,196百万円
H 5 6	49,508百万円
H 5 7	48,941百万円
H 5 8	48,844百万円
H 5 9	48,715百万円
H 6 0	48,701百万円
H 6 1	48,569百万円
H 6 2	20,174百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	51,318百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H 1 9	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H 2 0	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H 2 1	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H 2 2	(447,103百万円) 432,537百万円	(54,937百万円) 35,906百万円	(327,833百万円) 295,738百万円	(110,193百万円) 83,899百万円	(217,640百万円) 211,839百万円
H 2 3	397,878百万円	36,005百万円	296,559百万円	84,132百万円	212,427百万円
H 2 4	412,955百万円	37,119百万円	305,727百万円	86,733百万円	218,994百万円
H 2 5	419,967百万円	37,177百万円	306,207百万円	86,869百万円	219,338百万円
H 2 6	553,425百万円	50,539百万円	416,265百万円	118,092百万円	298,173百万円
H 2 7	568,736百万円	51,859百万円	427,137百万円	121,176百万円	305,961百万円
H 2 8	579,662百万円	52,453百万円	432,032百万円	122,565百万円	309,467百万円
H 2 9	589,874百万円	54,229百万円	446,654百万円	126,713百万円	319,941百万円
H 3 0	594,272百万円	54,653百万円	450,147百万円	127,704百万円	322,443百万円
H 3 1	597,553百万円	54,915百万円	452,307百万円	128,317百万円	323,990百万円
H 3 2	599,403百万円	55,047百万円	453,392百万円	128,625百万円	324,767百万円
H 3 3	600,591百万円	55,111百万円	453,919百万円	128,774百万円	325,145百万円
H 3 4	604,606百万円	55,484百万円	456,995百万円	129,647百万円	327,348百万円
H 3 5	607,197百万円	55,726百万円	458,991百万円	130,213百万円	328,778百万円
H 3 6	604,907百万円	55,432百万円	456,562百万円	129,524百万円	327,038百万円
H 3 7	603,583百万円	55,238百万円	454,972百万円	129,073百万円	325,899百万円
H 3 8	604,400百万円	55,397百万円	456,279百万円	129,444百万円	326,835百万円
H 3 9	605,799百万円	55,518百万円	457,274百万円	129,726百万円	327,548百万円
H 4 0	603,274百万円	55,248百万円	455,049百万円	129,095百万円	325,954百万円
H 4 1	602,811百万円	55,141百万円	454,168百万円	128,845百万円	325,323百万円
H 4 2	601,047百万円	54,898百万円	452,165百万円	128,277百万円	323,888百万円
H 4 3	598,599百万円	54,695百万円	450,492百万円	127,802百万円	322,690百万円
H 4 4	591,220百万円	53,938百万円	444,263百万円	126,035百万円	318,228百万円
H 4 5	585,870百万円	53,496百万円	440,622百万円	125,002百万円	315,620百万円
H 4 6	580,415百万円	52,956百万円	436,175百万円	123,740百万円	312,435百万円
H 4 7	576,164百万円	52,541百万円	432,753百万円	122,769百万円	309,984百万円
H 4 8	569,800百万円	51,859百万円	427,136百万円	121,176百万円	305,960百万円
H 4 9	564,517百万円	51,309百万円	422,604百万円	119,890百万円	302,714百万円
H 5 0	559,264百万円	50,861百万円	418,917百万円	118,844百万円	300,073百万円
H 5 1	555,894百万円	50,536百万円	416,244百万円	118,086百万円	298,158百万円
H 5 2	547,790百万円	49,726百万円	409,565百万円	116,191百万円	293,374百万円
H 5 3	543,501百万円	49,298百万円	406,042百万円	115,192百万円	290,850百万円
H 5 4	538,291百万円	48,745百万円	401,486百万円	113,899百万円	287,587百万円
H 5 5	534,914百万円	48,412百万円	398,747百万円	113,122百万円	285,625百万円
H 5 6	527,829百万円	47,772百万円	393,478百万円	111,627百万円	281,851百万円
H 5 7	521,605百万円	47,203百万円	388,789百万円	110,297百万円	278,492百万円
H 5 8	517,325百万円	46,787百万円	385,365百万円	109,326百万円	276,039百万円
H 5 9	513,883百万円	46,456百万円	382,633百万円	108,551百万円	274,082百万円
H 6 0	507,001百万円	45,769百万円	376,979百万円	106,947百万円	270,032百万円
H 6 1	502,803百万円	45,362百万円	373,623百万円	105,995百万円	267,628百万円
H 6 2	159,145百万円	13,819百万円	113,821百万円	32,290百万円	81,531百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値下段は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 600,487百万円
H 2 3	568,118百万円
H 2 4	589,050百万円
H 2 5	597,310百万円
H 2 6	733,232百万円
H 2 7	747,654百万円
H 2 8	765,392百万円
H 2 9	778,253百万円
H 3 0	783,735百万円
H 3 1	789,248百万円
H 3 2	791,552百万円
H 3 3	791,069百万円
H 3 4	793,966百万円
H 3 5	795,373百万円
H 3 6	792,454百万円
H 3 7	791,699百万円
H 3 8	790,943百万円
H 3 9	792,341百万円
H 4 0	789,432百万円
H 4 1	788,676百万円
H 4 2	787,920百万円
H 4 3	784,546百万円
H 4 4	776,907百万円
H 4 5	771,399百万円
H 4 6	765,893百万円
H 4 7	762,459百万円
H 4 8	754,880百万円
H 4 9	749,372百万円
H 5 0	743,866百万円
H 5 1	740,371百万円
H 5 2	732,851百万円
H 5 3	727,345百万円
H 5 4	721,839百万円
H 5 5	718,283百万円
H 5 6	710,824百万円
H 5 7	705,317百万円
H 5 8	699,812百万円
H 5 9	696,196百万円
H 6 0	688,797百万円
H 6 1	683,291百万円
H 6 2	279,758百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

(注2) 本協定における計画料金収入の算定においては、平成24年度および平成25年度のマイレージ割引を計上していない。

別紙7を次のとおり改める。

別紙ー7

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙台東部道路」という。)、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋

田外環状道路」という。)、一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)、一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))(以下「仙塩道路」という。)、一般国道47号(仙台北部道路)(以下、「仙台北部道路」という。)、一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)、一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)」という。))又は宮城県道路公社の管理する道路(県道仙台南インター線(仙台南部道路))(以下「仙台南部道路」という。))が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- L : 普通区間のキロ程(単位：キロメートル)
- L'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)
- R'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額(単位：円)であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整

額」という。)が(B)に掲げる料金の額(単位:円)以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額(単位:円)を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

へ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ)からホ)に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ)ロ)の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からへ)Aに定める方法により算出した額とト)Aに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からへ)Aに定める方法により算出した額とト)B(A)に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ト) 料金の額の特例

A 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから 芽室インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

B 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	150	200	200	300	550

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	200	200	300	350	550
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	100	100	100	150	250
酒田中央ジャンクションから 酒田みなとインターチェンジまで	100	150	200	250	400

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

チ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に仙台東部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）又は仙台南部道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からへ)に定める方法により算出した額と仙台東部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）又は仙台南部道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区間	距離
仙台東部道路	亘理インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	15.2キロメートル
	仙台若林ジャンクションから 仙台港北インターチェンジまで	9.6キロメートル
秋田外環状道路	秋田北インターチェンジから 昭和男鹿半島インターチェンジまで	9.5キロメートル

京葉道路	宮野木ジャンクションから 千葉東インターチェンジまで	8.4キロメートル
	千葉東インターチェンジから 千葉南ジャンクションまで	5.9キロメートル
仙塩道路	仙台港北インターチェンジから 利府ジャンクションまで	4.0キロメートル
仙台北部道路	利府ジャンクションから 富谷ジャンクションまで	11.8キロメートル
千葉東金道路	千葉東インターチェンジから 東金インターチェンジまで	16.1キロメートル
東京湾横断・木更津東金道路	木更津ジャンクションから 東金インターチェンジまで	50.0キロメートル
首都圏中央連絡自動車道 (あきる野市から久喜市まで)	あきる野インターチェンジから 鶴ヶ島ジャンクションまで	30.5キロメートル
	鶴ヶ島ジャンクションから 久喜白岡ジャンクションまで	27.5キロメートル
仙台南部道路	仙台南インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	12.2キロメートル

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びヘ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前または再流入後に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ又は湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

(注2) (B) の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	300	400	400	550	950
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川ロジャンクションまで	400	500	600	850	1,250
常磐自動車道	川ロジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②一般国道1号及び16号（横浜新道）（以下「横浜新道」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	150	200	250	350	550	50

(注1) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

③一般国道6号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		ひたちなか	
		水戸大洗	150
水戸南	150		300

ロ 普通車

		ひたちなか	
		水戸大洗	150
水戸南	200		350

ハ 中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	200
水戸南	200	400

ニ 大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	300
水戸南	300	600

ホ 特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	450
水戸南	500	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

④仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						仙台港北	
					仙台港	50	
				仙台東	100	150	
			仙台若林 <small>ワカノエ</small>	100	200	250	
		名取	100	200	300	350	
	仙台空港	200	250	350	450	500	
	岩沼	100	250	350	450	550	600
亘理	100	200	350	450	550	650	700

ロ 普通車

						仙台港北	
					仙台港	50	
				仙台東	150	200	
			仙台若林 <small>ワカノエ</small>	150	300	350	
		名取	100	250	400	450	
	仙台空港	250	350	500	650	650	
	岩沼	100	350	450	600	750	750
亘理	100	200	400	500	650	800	850

ハ 中型車

							仙台港北
						仙台港	100
					仙台東	150	250
				仙台若林 <small>ワカノ</small>	150	300	400
			名取	100	250	400	500
		仙台空港	250	350	500	650	750
	岩沼	100	350	450	600	750	850
亘理	100	200	450	550	700	850	950

ニ 大型車

							仙台港北
						仙台港	100
					仙台東	200	300
				仙台若林 <small>ワカノ</small>	250	450	550
			名取	150	400	600	700
		仙台空港	350	500	750	950	1,050
	岩沼	150	500	650	900	1,150	1,200
亘理	150	300	650	800	1,050	1,250	1,350

ホ 特大車

							仙台港北
						仙台港	150
					仙台東	350	500
				仙台若林 <small>ワカノ</small>	400	750	900
			名取	300	700	1,050	1,200
		仙台空港	600	900	1,300	1,650	1,800
	岩沼	300	900	1,200	1,600	1,950	2,100
亘理	250	550	1,150	1,450	1,850	2,200	2,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑤秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	300	350	400	600	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑥一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路）（以下「琴丘能代道路」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	350	450	550	750	1,250

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道13号（米沢南陽道路）（以下「米沢南陽道路」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	250	300	350	500	850

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道13号（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		横手
		十文字
		150
湯沢	200	350

ロ 普通車

		横手
		十文字
		200
湯沢	250	450

ハ 中型車

		横手
		十文字
		250
湯沢	300	550

ニ 大型車

		横手
		十文字
		300
湯沢	450	750

ホ 特大車

		横手
		十文字
		550
湯沢	700	1,250

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨京葉道路における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

区 間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A 区 間	100	100	100	150	350
B 区 間	100	100	100	150	350
C 区 間	100	100	100	150	350
D 区 間	100	100	100	150	350
E 区 間	100	100	100	150	350
F 区 間	100	100	100	150	350

（注1）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注2）A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

⑩一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。）供用の日の前日まで

(イ) 軽自動車等

												馬場海岸	
											浦賀	—	
										佐原	—	—	
									衣笠	100	250	250	
								横須賀	200	250	400	400	
							逗子	100	300	350	500	500	
						朝比奈	200	300	450	550	700	700	
					並木	350	550	600	800	850	1,000	1,000	
				堀口能見台	—	350	550	600	800	850	1,000	1,000	
			金沢自然公園	—	—	200	400	450	650	700	850	850	
		港南台	200	350	350	150	350	450	600	700	850	850	
	日野	100	250	400	400	200	400	500	650	750	900	900	
	別所	200	250	400	550	550	400	550	650	850	900	1,050	1,050
狩場	150	300	350	500	650	650	500	700	750	950	1,000	1,150	1,150

(ロ) 普通車

												馬場海岸	
											浦賀	—	
										佐原	—	—	
									衣笠	100	300	300	
								横須賀	250	350	500	500	
							逗子	100	350	400	600	600	
						朝比奈	250	350	600	650	850	850	
					並木	400	650	750	950	1,050	1,200	1,200	
				堀口能見台	—	400	650	750	950	1,050	1,200	1,200	
			金沢自然公園	—	—	200	450	550	750	850	1,000	1,000	
		港南台	200	400	400	200	450	550	700	800	1,000	1,000	
	日野	100	300	500	500	300	500	600	800	900	1,100	1,100	
	別所	200	300	500	700	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300
狩場	200	350	400	600	800	800	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400

(八) 中 型 車

													馬堀海岸	
													浦賀	—
												佐原	—	—
										衣笠	100	350	350	
										横須賀	300	400	600	600
									逗子	150	400	500	700	700
								朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000
						並木	450	700	850	1,100	1,200	1,400	1,400	
					堀口能見台	—	450	700	850	1,100	1,200	1,400	1,400	
				金沢自然公園	—	—	250	500	650	900	1,000	1,200	1,200	
			港南台	250	450	450	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250	
		日野	100	300	500	500	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300	
	別所	250	350	550	750	750	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550	
狩場	200	400	500	700	900	900	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700	

(二) 大 型 車

														馬堀海岸	
														浦賀	—
													佐原	—	—
												衣笠	200	450	450
												横須賀	400	550	850
												逗子	200	550	700
												朝比奈	400	600	950
												並木	700	1,050	1,200
												堀口能見台	—	700	1,050
												金沢自然公園	—	—	400
												港南台	400	700	700
												日野	200	500	800
												別所	350	500	800
狩場	300	550	700	1,050	1,350	1,350	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350		

(ホ) 特 大 車

													馬堀海岸													
													浦賀	—												
													佐原	—	—											
													衣笠	250	750	750										
													横須賀	650	850	1,350	1,350									
													逗子	300	900	1,100	1,650	1,650								
													朝比奈	700	950	1,550	1,800	2,300	2,300							
													並木	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400						
													堀口能見台	—	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400					
													金沢自然公園	—	—	550	1,200	1,500	2,100	2,300	2,800	2,800				
													港南台	600	1,200	1,200	500	1,200	1,450	2,050	2,250	2,800	2,800			
													日野	200	750	1,350	1,350	700	1,350	1,650	2,250	2,450	2,950	2,950		
													別所	550	750	1,300	1,900	1,900	1,250	1,900	2,150	2,800	3,000	3,500	3,500	
													狩場	400	950	1,100	1,700	2,300	2,300	1,600	2,250	2,550	3,150	3,350	3,850	3,850

ロ 戸塚支線供用の日から

(イ) 軽自動車等

																		馬場海岸															
																		浦賀	—														
																	佐原	—	—														
																	衣笠	100	250	250													
																	横須賀	200	250	400	400												
																	逗子	100	300	350	500	500											
																	朝比奈	200	300	450	550	700	700										
																	戸塚	400	600	650	850	900	1,050	1,050									
																	栄	100	350	500	600	800	850	1,000	1,000								
																	公田	150	200	200	400	450	650	700	850	850							
																	並木	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900						
																	堀口能見台	—	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900					
																	金沢自然公園	—	—	150	300	350	150	350	400	600	650	800	800				
																	港南台	150	250	250	200	350	400	150	350	450	600	700	850	850			
																	日野	100	200	300	300	250	400	450	200	400	500	650	750	900	900		
																	別所	200	250	350	450	450	400	550	600	400	550	650	850	900	1,050	1,050	
																	狩場	150	300	350	450	550	550	500	650	700	500	700	750	950	1,000	1,150	1,150

(ロ) 普通車

																			馬場海岸																
																			浦賀	—															
																			佐原	—	—														
																			衣笠	100	300	300													
																			横須賀	250	350	500	500												
																			逗子	100	350	400	600	600											
																			朝比奈	250	350	600	650	850	850										
																			戸塚	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300									
																			栄	100	400	650	700	950	1,000	1,200	1,200								
																			公田	200	250	250	500	600	800	900	1,050	1,050							
																			並木	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100						
																			堀口能見台	—	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100					
																			金沢自然公園	—	—	200	350	400	150	400	450	700	800	950	950				
																			港南台	150	300	300	250	400	450	200	450	550	700	800	1,000	1,000			
																			日野	100	250	400	400	350	450	550	300	500	600	800	900	1,100	1,100		
																			別所	200	300	400	550	550	500	650	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300	
																			狩場	200	350	400	550	700	700	650	800	850	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400

(八) 中型車

																	馬場海岸														
																	浦賀	—													
																佐原	—	—													
															衣笠	100	350	350													
															横須賀	300	400	600	600												
															逗子	150	400	500	700	700											
															朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000										
															戸塚	600	850	950	1,250	1,350	1,550	1,550									
															栄	100	500	750	900	1,150	1,250	1,450	1,450								
															公田	200	300	300	600	700	950	1,050	1,250	1,250							
															並木	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300						
															堀口能見台	—	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300					
															金沢自然公園	—	—	250	400	500	200	450	600	850	950	1,150	1,150				
															港南台	200	350	350	300	500	600	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250			
															日野	100	250	450	450	400	550	650	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300		
															別所	250	350	500	650	650	600	800	900	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550	
															狩場	200	400	500	650	800	800	750	950	1,050	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700

(二) 大型車

																		馬場海岸																
																		浦賀	—															
																		佐原	—	—														
																		衣笠	200	450	450													
																		横須賀	400	550	850	850												
																		逗子	200	550	700	1,000	1,000											
																		朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400										
																		戸塚	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100									
																		栄	200	600	1,000	1,150	1,550	1,700	1,950	1,950								
																		公田	300	400	400	800	950	1,300	1,450	1,750	1,750							
																		並木	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800						
																		堀口能見台	—	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800					
																		金沢自然公園	—	—	300	550	700	250	600	750	1,150	1,250	1,550	1,550				
																		港南台	250	500	500	400	650	750	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700			
																		日野	200	350	600	600	550	750	900	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800		
																		別所	350	500	700	900	900	850	1,100	1,200	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100	
																		狩場	300	550	700	900	1,150	1,150	1,100	1,300	1,450	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350

ハ 中型車

			利府中
		利府塩釜	100
	利府ジャンクション	50	150
仙台港北	150	200	300

ニ 大型車

			利府中
		利府塩釜	100
	利府ジャンクション	100	200
仙台港北	200	300	400

ホ 特大車

			利府中
		利府塩釜	200
	利府ジャンクション	150	350
仙台港北	350	500	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑫一般国道45号(百石道路)(以下「百石道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑬仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	200	250
利府ジャンクション	150	350	400

ロ 普通車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	250	300
利府ジャンクション	200	400	500

ハ 中型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	300	350
利府ジャンクション	250	500	600

ニ 大型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	400	500
利府ジャンクション	350	700	800

ホ 特大車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	650	800
利府ジャンクション	550	1,150	1,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑭千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						山武成東	松尾横芝
					東金	300	300
				山田	—	—	—
		中野	100	100	400	700	
		高田	100	200	200	500	800
	大宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

口 普通車

							松尾横芝
						山武成東	300
					東 金	300	600
				山 田	—	—	—
			中 野	100	100	400	700
		高 田	100	200	200	500	800
	大 宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

ハ 中型車

							松尾横芝
						山武成東	300
					東 金	300	600
				山 田	—	—	—
			中 野	100	100	400	700
		高 田	100	200	200	500	800
	大 宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

ニ 大型車

							松尾横芝
						山武成東	450
					東 金	450	900
				山 田	—	—	—
			中 野	150	150	600	1,050
		高 田	150	300	300	750	1,200
	大 宮	150	300	450	450	900	1,350
千葉東	150	300	450	600	600	1,050	1,500

ホ 特大車

							松尾横芝
						山武成東	1,050
					東 金	1,050	2,100
				山 田	—	—	—
			中 野	350	350	1,400	2,450
		高 田	350	700	700	1,750	2,800
	大 宮	350	700	1,050	1,050	2,100	3,150
千葉東	350	700	1,050	1,400	1,400	2,450	3,500

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑮一般国道127号(富津館山道路)(以下「富津館山道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	100
		鋸南保田	100	200
	鋸南富山	100	200	300
富 浦	200	300	400	500

ロ 普通車

				富津竹岡
			富津金谷	150
		鋸南保田	150	250
	鋸南富山	100	250	350
富 浦	300	400	500	650

ハ 中型車

				富津竹岡
			富津金谷	200
		鋸南保田	150	300
	鋸南富山	150	300	450
富 浦	350	500	600	800

ニ 大型車

				富津竹岡
			富津金谷	250
		鋸南保田	200	450
	鋸南富山	200	400	600
富 浦	450	650	850	1,050

ホ 特大車

				富津竹岡
			富津金谷	400
		鋸南保田	350	750
	鋸南富山	300	650	1,000
富 浦	800	1,050	1,400	1,800

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑯一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))(以下「深川・留萌自動車道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑰一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))(以下「日高自動車道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱東京湾横断・木更津東金道路

- イ 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	2,400	3,000	3,600	4,950	8,250

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ロ 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

(イ) 軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	100
木更津金田	150	250

(ロ) 普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	150
木更津金田	150	300

(ハ) 中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	150
木更津金田	200	350

(ニ) 大型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	250
木更津金田	250	500

(ホ) 特大車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	400
木更津金田	450	850

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ 木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

(イ) 軽自動車等

				東 金
			茂原北	350
		茂原長南	300	650
	市原南	250	550	900
木更津東	350	600	900	1,250
木更津ジャンクション	200	550	800	1,350

(ロ) 普通車

					東 金
				茂原北	400
			茂原長南	400	800
		市原南	300	700	1,100
	木更津東	450	750	1,150	1,550
木更津ジャンクション	250	700	1,000	1,400	1,550

(ハ) 中型車

					東 金
				茂原北	500
			茂原長南	450	950
		市原南	400	850	1,300
	木更津東	550	950	1,400	1,700
木更津ジャンクション	300	850	1,250	1,700	1,700

(ニ) 大型車

					東 金
				茂原北	650
			茂原長南	650	1,300
		市原南	500	1,150	1,800
	木更津東	750	1,250	1,900	2,350
木更津ジャンクション	400	1,150	1,650	2,300	2,350

(ホ) 特大車

					東 金
				茂原北	1,100
			茂原長南	1,050	2,150
		市原南	900	1,950	3,000
	木更津東	1,250	2,100	3,150	4,250
木更津ジャンクション	700	1,950	2,800	3,850	4,300

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱一般国道466号(第三京浜道路)(以下「第三京浜道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					玉川
				京浜川崎	50
			野川	—	—
		都筑	50	50	100
	港北	50	100	100	150
保土ヶ谷	50	100	150	150	200

ロ 普通車

					玉川
				京浜川崎	50
			野川	—	—
		都筑	50	100	150
	港北	50	100	150	200
保土ヶ谷	100	150	200	200	250

ハ 中型車

					玉川
				京浜川崎	50
			野川	—	—
		都筑	100	100	150
	港北	100	150	150	200
保土ヶ谷	100	150	250	250	300

ニ 大型車

					玉川
				京浜川崎	100
			野川	—	—
		都筑	100	150	200
	港北	100	200	250	300
保土ヶ谷	150	200	300	350	400

ホ 特大車

					玉川
				京浜川崎	100
			野川	—	—
		都筑	150	250	350
	港北	150	300	400	500
保土ヶ谷	250	350	500	600	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑩一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)(以下「首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					つくば中央
				つくばジャンクション	100
			つくば牛久	50	200
		牛久阿見	200	200	350
	阿見東	200	350	400	500
稲敷	200	350	500	550	700

ロ 普通車

					つくば中央
				つくばジャンクション	150
			つくば牛久	50	200
		牛久阿見	250	250	400
	阿見東	250	450	500	650
稲敷	250	450	650	700	850

ハ 中型車

					つくば中央
				つくばジャンクション	200
			つくば牛久	100	250
		牛久阿見	250	350	500
	阿見東	250	500	600	750
稲敷	250	500	750	850	1,000

ニ 大型車

					つくば中央
				つくばジャンクション	250
			つくば牛久	100	350
		牛久阿見	350	450	700
	阿見東	350	700	800	1,050
稲敷	350	700	1,050	1,150	1,400

ホ 特大車

					つくば中央
				つくばジャンクション	400
			つくば牛久	150	600
		牛久阿見	600	750	1,150
	阿見東	600	1,200	1,350	1,750
稲敷	600	1,200	1,750	1,900	2,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑳首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

												久喜白岡 ジャンクション
											白岡菖蒲	150
										桶川	200	350
									桶川北本	150	350	500
								川島	200	350	550	650
							坂戸	100	300	450	650	750
						鶴ヶ島 ジャンクション	200	250	450	600	800	900
				圏央 鶴ヶ島	100	300	350	550	700	900	1,000	
			狭山日高	200	300	500	550	750	900	1,100	1,200	
		入間	200	400	500	700	750	950	1,100	1,300	1,400	
	青梅	150	350	550	650	850	900	1,100	1,250	1,450	1,550	
	日の出	300	450	650	850	950	1,150	1,200	1,400	1,500	1,650	1,750
あきる野	100	350	500	700	900	1,000	1,200	1,250	1,450	1,550	1,700	1,800
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	400	700	850	1,050	1,250	1,350	1,500	1,550	1,700	1,800	1,950	2,050
八王子南	450	750	900	1,100	1,300	1,400	1,550	1,600	1,750	1,850	2,000	2,100
城山	650	950	1,100	1,300	1,500	1,550	1,650	1,750	1,850	2,000	2,150	2,200
相模原	950	1,250	1,400	1,550	1,700	1,750	1,900	1,950	2,100	2,200	2,350	2,400
圏央厚木	1,150	1,400	1,500	1,650	1,850	1,900	2,000	2,100	2,200	2,350	2,400	2,400
海老名	1,300	1,500	1,650	1,800	1,950	2,000	2,150	2,200	2,350	2,400	2,400	2,400

ハ 中型車

											久喜白岡 ジャンクション	
											白岡菖蒲	200
										桶川	300	450
									桶川北本	250	550	700
							川島	300	550	850	1,000	
						坂戸	150	450	650	950	1,100	
					鶴ヶ島ジ ャンクション	250	400	700	900	1,200	1,350	
				圏央鶴ヶ 島	100	400	500	800	1,050	1,350	1,500	
			狭山日高	350	450	750	850	1,150	1,400	1,650	1,850	
		入間	300	650	750	1,000	1,150	1,450	1,650	1,950	2,100	
	青梅	250	500	850	950	1,250	1,350	1,650	1,900	2,150	2,300	
	日の出	500	700	1,000	1,350	1,450	1,700	1,800	2,100	2,250	2,500	2,600
あきる野	100	600	800	1,100	1,450	1,550	1,800	1,900	2,150	2,350	2,550	2,700
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	600	1,050	1,250	1,550	1,900	2,000	2,200	2,300	2,500	2,700	2,850	2,850
八王子南	700	1,150	1,350	1,650	2,000	2,100	2,300	2,400	2,600	2,750	2,950	2,950
城山	1,000	1,450	1,650	1,950	2,250	2,300	2,500	2,600	2,800	3,000	3,050	3,050
相模原	1,450	1,850	2,100	2,300	2,550	2,650	2,850	2,950	3,050	3,050	3,050	3,050
圏央厚木	1,700	2,100	2,300	2,500	2,750	2,850	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
海老名	1,950	2,300	2,450	2,700	2,950	3,000	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050

ニ 大型車

											久喜白岡 ジャンクション								
											白岡菖蒲	250							
										桶川	450	650							
									桶川北本	350	750	1,000							
								川島	400	700	1,150	1,350							
								坂戸	200	550	900	1,300	1,550						
								鶴ヶ島 ジャンクション	400	550	950	1,250	1,700	1,900					
								圏央 鶴ヶ島	150	550	750	1,100	1,450	1,850	2,050				
								狭山日高	450	600	1,000	1,200	1,550	1,900	2,300	2,500			
								入間	400	850	1,000	1,400	1,600	1,950	2,300	2,700	2,900		
								青梅	300	700	1,150	1,300	1,700	1,900	2,250	2,600	3,000	3,150	
								日の出	650	950	1,350	1,800	1,950	2,350	2,500	2,850	3,100	3,400	3,600
あきる野	150	800	1,100	1,500	1,950	2,100	2,450	2,650	2,950	3,200	3,500	3,700							
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
八王子 ジャンクション	800	1,450	1,750	2,150	2,600	2,750	3,050	3,150	3,450	3,700	4,000	4,200							
八王子南	950	1,600	1,900	2,300	2,750	2,900	3,150	3,250	3,550	3,800	4,100	4,300							
城山	1,350	2,000	2,300	2,700	3,050	3,200	3,450	3,550	3,850	4,100	4,400	4,600							
相模原	1,950	2,550	2,850	3,200	3,500	3,650	3,900	4,050	4,300	4,550	4,600	4,600							
圏央厚木	2,350	2,900	3,150	3,450	3,800	3,900	4,150	4,300	4,600	4,600	4,600	4,600							
海老名	2,650	3,150	3,400	3,700	4,050	4,150	4,400	4,550	4,600	4,600	4,600	4,600							

ホ 特大車

											白岡菖蒲	400							
										桶川	700	1,100							
									桶川北本	550	1,250	1,650							
								川島	650	1,200	1,900	2,300							
								坂戸	300	950	1,500	2,200	2,600						
								鶴ヶ島 ジャンクション	600	900	1,550	2,100	2,800	3,150					
								圏央 鶴ヶ島	250	900	1,200	1,850	2,400	3,100	3,450				
								狭山日高	750	1,000	1,650	1,950	2,600	3,150	3,850	4,200			
								入間	650	1,400	1,650	2,300	2,600	3,250	3,800	4,500	4,850		
								青梅	550	1,200	1,950	2,200	2,850	3,150	3,800	4,350	4,950	5,250	
								日の出	1,050	1,600	2,250	3,000	3,250	3,900	4,200	4,800	5,200	5,700	6,000
あきる野	250	1,300	1,850	2,500	3,250	3,500	4,100	4,400	4,950	5,350	5,850	6,150							
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
八王子 ジャンクション	1,350	2,400	2,950	3,600	4,350	4,600	5,050	5,300	5,750	6,150	6,200	6,200							
八王子南	1,600	2,600	3,150	3,800	4,550	4,800	5,250	5,450	5,950	6,350	6,450	6,450							
城山	2,250	3,250	3,800	4,450	5,100	5,300	5,750	5,950	6,450	6,550	6,550	6,550							
相模原	3,300	4,300	4,800	5,300	5,850	6,050	6,500	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550							
圏央厚木	3,900	4,800	5,250	5,750	6,300	6,500	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550							
海老名	4,450	5,250	5,650	6,150	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550							

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務

の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(20)から(42)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

（イ）車両単位割引

イ）高速国道

利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

（ロ）契約単位割引

イ）高速国道

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に

対し、5パーセントの割引を行う。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 地方部上限割引

イ 割引をする自動車

(1) ①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、(1) ①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）並びに別添6のうちA、B、C（東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に限る。）及びFに掲げる各高速道路を通行する（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）全自動車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）の料金の額並びに別添6のうちA、B及びFに掲げる各高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の料金の額又は別添6のうちC（東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額のそれぞれについて次表の額（ただし、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に本割引が適用され、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の一部に当該区間を含む場合は、次表の額を軽自動車等2,000、普通車4,000（ETC車は、軽自動車等2,000、普通車2,500。）とする。別添5に定める一般有料道路等のキロ程のうち一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程の適用を開始する日（以下「キロ程適用日」という。）からに限る。）（単位：円）を超える場合は、当該区間に係る料金の額を次表の額とし、次表の額を超えない場合には、当該区間に係る料金の額を(1)に定める料金の額とする。

ただし、(ロ)を適用する場合を除く。

軽自動車等	普通車
1,000	2,000

(ロ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち

低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、(1)に定める料金の額を上回る場合には、(1)に定める料金の額と同額とする。

$$A \quad (a \times (L R + L'1R'1 + L'2R'2) + 150) \times t + P + P'1 + P'2 + P'3$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (L R + L'1R'1 + L'2R'2) + 150) \times t$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2R'2 \times t + U + P'3$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times t$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記A式及びB式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、P'2、P'3、R、R'1、R'2、t及びUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の料金の額(単位:円)

P'2 : 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額(単位:円)(キロ程適用日からに限る。)

P'3 : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

U : 軽自動車等については1,000、普通車については2,000(単位:円)。

ただし、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に本割引が適用され、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の一部に当該区間を含む場合は、軽自動車等については2,000、普通車については4,000(E T C車は、軽自動車等については2,000、普通車については2,500。)とする。(キロ程適用日からに限る。)(単位:円)

(ハ) 普通区間等の料金を合算する特例

E T Cクレジットカード、E T Cパーソナルカード又はE T Cコーポレートカードを使用し、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通

信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行(東日本高速道路株式会社が別に定める日までは、通行の全部又は一部に⑫イに定める日が含まれる場合を除く。)に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が(イ)の表に定める額を超える場合は、これを(イ)の表に定める額とする(ただし、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に本割引が適用され、当該区間を含む通行をする場合は、(イ)の表に定める額を軽自動車等2,000、普通車2,500とする。キロ程適用日の前日までに限る。)。ただし、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額

B (ロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRt + P$$

※ただし、上記式において、 $aLRt$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式において a 、 L 、 P 、 R 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる各高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合。
連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。(キロ程適用日の前日までに限る。)
北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ(北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)
北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを經由し連続して通行する場合(北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)
東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と関越自動車道新潟線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。

<p>東北縦貫自動車道弘前線と常磐自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と東関東自動車道水戸線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と京葉道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と東京湾横断・木更津東金道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と常磐自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と東関東自動車道水戸線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と京葉道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>常磐自動車道と東関東自動車道水戸線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>

常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを經由して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。）。(本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する。)

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロの定めによる本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、⑭の適用する期間を除く。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に届け出るものとする。

⑤深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成26年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年10月14日（平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。）から平成26年3月31日まで本割引を適用する（休日については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。）。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑥通勤割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジの区間（キロ程適用日からに限る。）を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみを除外）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を含む場合。
--

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を經由し連続して通行する場合。

東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高島インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高島インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。
--

東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'R'1 + 150) \times 0.5 + L'R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ その他

別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑦通勤割引 (距離制限緩和)

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が実施する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の間(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑥イ(イ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程

適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金(キロ程適用日から限る。)に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2 : 別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(単位：キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位：キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

P : 別添6のうちD又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位：円)

P' : 別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額

(単位：円)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、普通区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程適用日からに限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位：キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d：(ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L：東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)。

L'1：関越特別区間のキロ程(単位：キロメートル)。

L'2：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)。

P：別添6のうちD又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位：円)。

P'：(1)①イ(ハ)ト)B(A)に定める料金の額、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額(単位：円)。

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)。

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)。

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)。

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑧早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。）又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、別添6のうちB、D及びEに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。別紙6のうちBに掲げる高速道路については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、キロ程適用日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑨平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間（平成21年3月30日から平成26年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。）に高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年3月30日から本割引を適用する。

⑩平日昼間割引

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（単位：キロメートル）

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別添6のうちD若しくはFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((LR + L'1R'1) \times (1 - d)) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 1 5 0 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)。

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)。

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)。

P : 別添6のうちD又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)。

P' : (1)①イ(ハ)ト)B(A)に定める料金の額、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額(単位:円)。

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑩休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間(キロ程適用日からに限る。)を含む100キロメートル以内の区間を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ(イ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等又は普通車のうちETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'R' + 150) \times 0.5 + L'R') \times t$$

(注) 上記式においてL、L'、L'R'、R、R'、R'及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L' : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'R' : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R' : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'R' : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年3月28日から本割引を適用する。

⑫ 休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別

添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

(イ) 普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）並びに別添6のうちA、B、C及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路の上記算出後の額並びに別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の上記算出後の額のそれぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

(ロ) 大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間（東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。）及び別添6のうちDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用し、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金を1,000円とした額（キロ程適用日からに限る。）と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1,000 + P \times 0.5 + P'$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、P、P'、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- P' : 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額（1,000円。）
- R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)を適用したときの算出額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'R') \times 0.5 + L'R^2 \times 0.7) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5 + P'2 + P'3 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'R') \times 0.5 + L'R^2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P'1 \times 0.5$ 又は $P'3 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a'L'R^2 \times 0.7 \times t + 1,000 + P'2 + P'3 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a'L'R^2 \times 0.7 \times t$ 又は $P'3 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記A式及びB式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、P'2、P'3、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- P'1 : 別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）
- P'2 : 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額（1,000円）

- P'3：別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
 R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
 R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
 R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
 t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額（下記A又はBに限る。）を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日から東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額（東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額を除く。）。

B (ハ) イ) 又はロ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRdt + P + P'd$$

※ただし、上記式において、aLRdt又はP'dの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、P、P'、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

d：本割引適用後の料金の額を（ハ）イ) の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を（ハ）ロ) の定めにより算出した場合は0.7。

L：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の本割引適用後の料金の額（1,000円）（キロ程適用日からに限る。）

P'：別添6のうちDに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

R：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合。

北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ(北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)

北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを經由し連続して通行する場合(北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)

<p>東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と関越自動車道新潟線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と常磐自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と東関東自動車道水戸線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と京葉道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と東京湾横断・木更津東金道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を經由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と常磐自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と東関東自動車道水戸線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と京葉道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>常磐自動車道と東関東自動車道水戸線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。）。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ（イ）から（ハ）に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日までとする。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継割引を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に届け出るものとする。

⑬特別区間等における割引（I）

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

（イ）関越特別区間

割引額は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）Aの表中に定める関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	9.447
普通車	11.808
中型車	14.17
大型車	19.484
特大車	32.472

(ロ) 首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）

割引額は次表のとおりとし、(1) ㉑に定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の料金の額を減じるものとする。

イ) 軽自動車等

												久喜白岡 ジャンクション							
											白岡菖蒲	-							
										桶川	-	-							
										桶川北本	-	-							
									川島	-	-	-							
									坂戸	-	-	-	100						
									鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	150	250					
									圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	150	250				
									狭山日高	-	-	-	-	150	250				
									入間	-	-	-	-	150	250				
									青梅	-	-	-	-	150	250				
									日の出	-	-	-	-	50	50	100	100	200	300
あきる野	-	-	-	-	-	50	100	100	150	150	250	350							
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
八王子 ジャンクション	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600							
八王子南	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600							
城山	-	-	-	150	350	400	400	400	400	400	550	600							
相模原	-	-	50	200	350	400	400	400	400	500	650	700							
圏央厚木	100	150	100	250	450	500	450	500	500	650	700	700							
海老名	250	250	250	400	550	600	600	600	650	700	700	700							

二) 大型車

												久喜白岡 ジャンクション
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
							川島	-	-	-	-	-
						坂戸	-	-	-	-	-	200
					鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	350	550
				圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	350	550
			狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	350	550
		入間	-	-	-	-	-	-	-	-	350	550
	青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	550
	日の出	-	-	-	-	-	100	150	200	200	450	650
あきる野	-	-	-	-	-	150	200	300	300	300	550	750
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
八王子南	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
城山	-	-	-	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400
相模原	-	-	-	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400
圏央厚木	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400	1,400
海老名	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400

ホ) 特大車

											白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
											-	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
							川島	-	-	-	-	100
							坂戸	-	-	-	-	400
							鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	600	950
							圏央 鶴ヶ島	-	-	-	600	950
							狭山日高	-	-	-	600	950
							入間	-	-	-	600	950
							青梅	-	-	-	50	950
							日の出	-	-	-	50	1,650
							あきる野	-	-	-	50	1,800
							八王子西	-	-	-	-	-
							八王子 ジャンクション	-	-	-	400	1,850
							八王子南	-	-	-	400	1,850
							城山	-	-	-	550	1,950
							相模原	-	-	200	700	1,950
							圏央厚木	400	500	650	1,150	1,950
							海老名	950	950	1,050	1,550	1,950

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間については、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ（イ）から（ハ）に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

ロ（イ）については、平成21年5月13日から平成23年3月31日まで、ロ（ロ）については、平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

⑭特別区間等における割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

全自動車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）①イ（ロ）イ）Aの表中に定める関越特別区間の

1 キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	11.808
普通車	14.76
中型車	17.712
大型車	24.354
特大車	40.59

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロに定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑮休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ

西日本高速道路株式会社が管理する一般 国道1号及び478号(京滋バイパス)	各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般 国道1号(第二京阪道路)	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インター チェンジ又は枚方東インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)の通行料金並びに別添6のうちDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)又は別添6のうちDに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月4日から平成26年3月31日までとする。

⑩第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)の通行料金並びに別添6のうちDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成26年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする(平成26年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。)

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)又は別添6のうちDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑰首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

(イ) から (ニ) に掲げる各インターチェンジ相互間を通行する E T C 車。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

(イ) AインターチェンジとCインターチェンジ及びGインターチェンジ相互間

(ロ) BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

(ハ) CインターチェンジとEインターチェンジ相互間

(ニ) CインターチェンジとFインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円(イ(ハ)に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。)とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日まで。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Bインターチェンジ	常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Cインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の日の出インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの各インターチェンジ
Dインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)の各インターチェンジ
Eインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Fインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南インターチェンジ
Gインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)のあきる野インターチェンジ及び中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑱東京湾アクアライン特別割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

を通行するE T C車。

ロ 割引率

割引率は、23パーセント以下とする。

⑱一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するE T C車。

ロ 割引額

割引額は次表のとおりとする。

車種	割引額
軽自動車等	1,760円
普通車	2,200円
中型車	2,640円
大型車	3,630円
特大車	6,050円

ハ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までのうち、(3)ホにより届出を行う「一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における社会実験に関する割引」を実施する期間とする。

⑳エコカー割引

イ 割引をする自動車

東日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したE T C車のうち、普通車（別添1-1及び別添1-2に掲げるニ及びホに該当する自動車とする。）。

ロ 割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年3月31日までとする。

㉑障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動

車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ)手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ)手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

②乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

③休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員1人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を

受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る)。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成26年3月31日まで。

⑭乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、横浜横須賀道路、第三京浜道路又は京葉道路及び千葉東金道路の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑮割引相互間の適用関係

イ ①から⑭に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑯企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く。)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) ①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(1) ④について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ 平成24年度及び平成25年度のマイレージ割引については、地方部上限割引などの導入による影響を踏まえて見直しを検討することとし、その結果により、割引内容を変更するものとする。

ハ インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月29日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヰ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第2条第3項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路線名	区間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

一般国道 6 号 (東水戸道路)

		ひたちなか
水戸南	水戸大洗	4.8
		10.2
	5.4	

一般国道 6 号 (仙台東部道路)

					仙台港	仙台港北
亘理	岩沼	仙台空港	名取	仙台若林 ジャンクション	仙台東	1.7
					仙台港	3.5
						5.2
						9.6
						12.6
						19.3
						22.6
						24.8
						24.8

一般国道 7 号 (秋田自動車道 (秋田外環状道路))

	昭和男鹿半島
秋田北	9.5

一般国道 7 号 (秋田自動車道 (琴丘能代道路))

		能代南
琴丘森岳	八竜	4.1
		17.1
	13.0	

一般国道 1 3 号 (湯沢横手道路)

		横手
湯沢	十文字	5.8
		13.5
	7.7	

一般国道 1 4 号及び 1 6 号 (京葉道路)

						千葉南 ジャンクション
武石	宮野木 ジャンクション	穴川	貝塚	千葉東	松ヶ丘	蘇我
						千葉南 ジャンクション
						4.6
						5.9
						11.8
						14.3
						17.8

一般国道 4 5 号 (三陸縦貫自動車道 (仙塩道路))

			利府中
仙台港北	利府ジャンクション	利府塩釜	2.2
			3.8
	4.0	5.6	7.8

一般国道 4 5 号 (百石道路)

	下田百石
八戸北	5.2

一般国道 4 7 号 (仙台北部道路)

			富谷
利府ジャンクション	利府 しらかし台	富谷ジャンクション	1.7
			8.3
	5.2	11.8	13.5

一般国道 1 2 6 号 (千葉東金道路)

							千葉東
松尾横芝	山武成東	東金	山田	中野	高田	大宮	千葉東
							千葉東
							7.5
							11.4
							13.9
							16.1
							24.8
							32.2

一般国道 1 2 7 号 (富津館山道路)

				富津竹岡
富浦	鋸南富山	鋸南保田	富津金谷	4.1
			富津竹岡	7.8
				11.0
				19.2

一般国道 2 3 3 号 (深川・留萌自動車道 (深川沼田道路))

	深川西
深川ジャンクション	4.4

一般国道 2 3 5 号 (日高自動車道 (苫東道路))

	沼ノ端西
苫小牧東	4.0

別添 6

A	一般国道6号(仙台東部道路)
	一般国道7号(秋田外環状道路)
	一般国道7号(琴丘能代道路)
	一般国道13号(湯沢横手道路)
	一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))
	一般国道45号(百石道路)
	一般国道47号(仙台北部道路)
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))
B	一般国道6号(東水戸道路)
	一般国道126号(千葉東金道路)
	一般国道127号(富津館山道路)
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間
	一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)
C	一般国道13号(米沢南陽道路)
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)
E	一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)
F	一般国道14号及び16号(京葉道路)のうち習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)から千葉市中央区浜の町(千葉南ジャンクション)まで

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「上限」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特別」、「特別Ⅱ」、「休夜」、「東亀」、「圏連」、「アクア」、「一般」、「エコカー」、「障害者」、「路バス」、「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、特別区間等における割引（Ⅱ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京湾アクアライン特別割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、エコカー割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	エコカー割引
2	特別区間等における割引（Ⅱ）
3	地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京湾アクアライン特別割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引
4	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成23年3月17日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 佐 藤 龍 雄